

令和4年度

臼井中学校 いじめ防止基本方針

佐倉市立臼井中学校

1、はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。学校全体として人を傷つける暴力や暴言を絶対に許さない姿勢を示します。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならなりません。

臼井中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

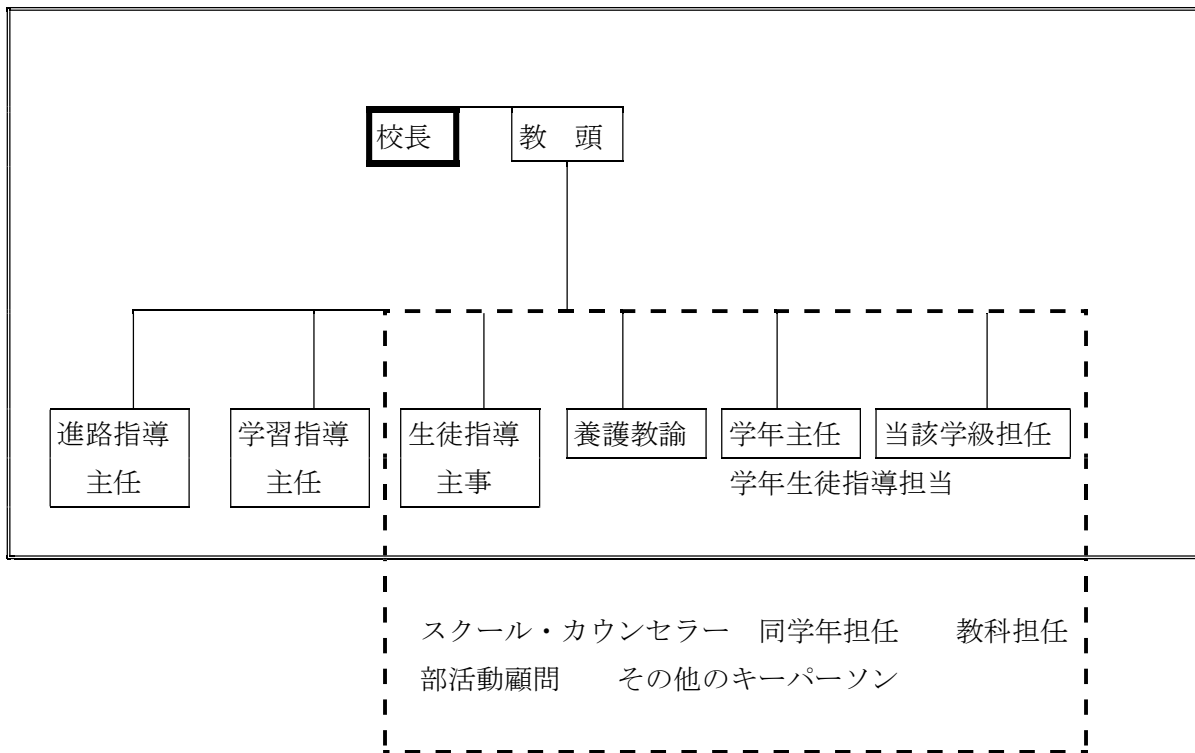
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

4. 学校いじめ対策の組織



(1) いじめ対策会議（生徒指導委員会も兼ねる）

緊急会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当教員、養護教諭、
スクールカウンセラー

- ・ 1週間に1回開催する。
- ・ 学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・ 具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・ いじめの相談、通報窓口
- ・ 学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・ 来週の重点事項の確認等
- ・ いじめ相談窓口としての役割

(2) いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、養護教諭、関係学年主任、
担任、関係部活動顧問、スクールカウンセラー等

- ・ いじめ情報があった場合に招集する。

- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、日頃からいじめを生まない学校づくりをすることです。

- ・人権尊重を貫いた教育活動を展開する。
- ・生徒の豊かな心を育てるため「道徳の時間」を核として、全教育活動で道徳教育を推進する。
- ・体験活動を通じて、生徒間の結びつきや社会性を育むことに努める。
- ・互いの個性を認め合い、励ます環境をつくる。

学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

- ①それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。
 - 生徒に自己決定の場を与えること
 - 生徒に自己存在感を与えること
 - 共感的人間関係を育成すること
- ②生徒が自己理解に努めながら自己実現をめざせるように、日ごろの授業等の充実と指導方法の工夫改善を図るとともに、各種訪問や研修会を活用し、指導力の向上に努める。
- ③教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係を基盤に、生徒一人ひとりが自ら進んで参加し、自ら判断し取り組めるような場面を多く設けることで満足感や成就感を得ることができるよう、生徒主体の授業づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- 思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

【1年生】①人権週間 人権について考えて、標語をつくる

- ②「あなたが うまれた ひ」(生命の尊さ)
- ③「ルールとナマー」(いじめ・人権)
- ④「『いじり』？『いじめ』？」(いじめ・人権)
- ⑤「ごめんね、おばあちゃん」(いじめ・人権)
- ⑥「あなたなら どうしますか」(公正、公平、社会正義)
- ⑦「ショートパンツ初体験 in アメリカ」(いじめ・人権)
- ⑧「歴史を変えた決断」(いじめ・人権)

2年生・・・①人権週間 人権について考えて、標語をつくる

- ②「六千人の命のビザ」(いじめ・人権)
- ③「たすきとポンポン」(いじめ・人権)
- ④「私のせいじゃない」(いじめ・人権)
- ⑤「最優秀」(いじめ・人権)
- ⑥「本当の友達って」(いじめ・人権)
- ⑦「ドイツ・ヴリーツェンに眠る日本人医師団～肥沼信次の生涯～」(いじめ・人権)

3年生・・・①人権週間 人権について考えて、標語をつくる

- ②「卒業文集最後の二行」(いじめ・人権)
- ③「あなたは顔で差別をしますか」(いじめ・人権)
- ④「鳩が飛び立つ日～石井筆子」(いじめ・人権)
- ⑤「あふれる愛」(いじめ・人権)

(3) 体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

1年生・・・・校外学習（11月）

- ・生徒同士、生徒と職員の交流を深め、団結する大切さを知る。
- ・集団生活のルールやマナーを守り、判断力や思いやりの気持ちの大切さを知る。
- ・自分の仕事（責任）を果たし、仲間と協力することで、集団の

中の一員である自覚を持って活動することの大切さを知る。

2年生・・・校外学習（10月）

- ・生徒同士、生徒と職員の交流を深め、団結する大切さを知る。
- ・集団生活のルールやマナーを守り、判断力や思いやりの気持ちの大切さを知る。
- ・自分の仕事（責任）を果たし、仲間と協力することで、集団の中の一員である自覚を持って活動することの大切さを知る。
- ・友達との交流を深め、友情や連帯意識を深める。

3年生・・・修学旅行（11月）

- ・校外での活動を通して公共でのマナーを身につけるとともに、他者と協力して積極的に問題解決に当たることができる態度を養う。

全学年・・・学年運動会（5月）

- ・役割と責任を自覚し、集団生活の向上に努める。
- ・友情の尊さを理解し、互いに励まし合い高め合う。

（4）相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。（養護教諭・スクールカウンセラーと連携して相談しやすい環境を）

- ・定期的な教育相談を、年間3回行う。

1回目 5月中旬 期間は5日間

2回目 11月中旬 期間は5日間

3回目 1月下旬 期間は5日間

事前にアンケートをとり、それにもとづいて学級担任と面談する。

生徒が希望すれば、担任以外の教職員との面談も可能。

- ・生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えていく。

○週1度のスクールカウンセラー来校日（今年度は原則木曜日）を生徒、保護者に周知し、連携を図ります。

（5）定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間5回行う。（4・6・9・12・2月）
- ・結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員で当たる。

アンケートの目的

- ①いじめ防止の意識を高める
- ②相談を促し、いじめを発見し、解決する

アンケートの内容

・「いじめ」の定義、態様についての説明

- ①「いじめ」を受けたことがありますか。その時期、内容。
- ②「いじめ」を見たことはありますか。その時期、内容。
- ③学校生活で困っていることはありますか。
- ④「いじめ」だと思ふことをしてしまったことがありますか。

(6) 生徒会を中心とした取り組み

○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

・生徒総会、全校評議会での話し合い等

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・外部から講師を招き、情報モラル教室の実施を行います。
- ・特別活動での情報教育を行います。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づくことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くありま

す。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・生活ノートから気になることを発見します。
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策会議を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒、関わりのある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、生徒別等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

（３）いじめを行った生徒への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

（４）いじめを行った生徒の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害生徒同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するよう提案します。
- ・当該生徒が自らの課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向け、それを認め、伸ばせるような支援を提案します。

- 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接することを伝えます。
 - ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
 - ・被害生徒には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。
- いじめ事案の周囲にいた生徒(傍観者)に対しても継続的な指導を行っていきます。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります
 - ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
 - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 重大事態への対処 [P.14 参照]

重大事態とは、いじめ防止対策推進法28条で定められており、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることです。いじめが犯罪行為にあたる場合は警察や関係機関に連絡します。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会を通して教育長、市長に連絡されます。調査後、文書により改めて報告します。(①認知に係わる報告書、②調査結果に係わる報告書、③事案により事故報告書)
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係

にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

(客観的な事実関係を速やかに調査します。)

○いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

○調査の結果については、丁寧に説明します。

○事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画 (状況により計画を変更する場合があります)

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式、入学式 ・ 新入生歓迎会 ・ 保護者会 ・ いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間、学年間の情報交換 ・ いじめに関わる共通理解 (職員研修) ・ 定期的ないじめアンケートの実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒総会 ・ 学年運動会 ・ 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割と責任を自覚し、集団生活の向上に努める意識を養う ・ いじめに関する校長講話 (全校集会) ・ 生徒同士の相互理解を深め友情を育む ・ 定期教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期テスト ・ 三者面談 ・ いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的ないじめアンケートの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印旛郡市総合体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策会議の実施 (進行状況の確認)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修会 	

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・印旛郡市新人体育大会 ・定期テスト ・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い活動（各学級） ・定期的ないじめアンケートの実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選挙 ・合唱発表会 ・2年校外学習 ・3年修学旅行 ・前期後期入替式 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全体を見直し、生徒会活動のあり方を考える機会とする。 ・合唱発表会を通じた人間関係づくり ・校外学習を通じた人間関係作り ・3年生修学旅行を通じた人間関係づくり
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生修学旅行 ・1年生校外学習 ・定期テスト ・1・2年教育相談 ・3年三者面談 ・教育相談 ・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行を通じた人間関係作り ・校外学習を通じた人間関係作り ・特別活動での情報教育 ・情報モラル、犯罪対策講話（薬物乱用防止） ・定期教育相談 ・定期的ないじめアンケートの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・定期テスト ・1・2年保護者会 ・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・いじめ問題に関する全校道徳 ・学校経営評価アンケート（生徒、保護者） ・定期的ないじめアンケートの実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生保護者説明会 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期テスト ・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的ないじめアンケートの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・1・2年保護者会 ・卒業式、修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活の中で積極的に活動しようとする意識の育成 ・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

9. 心の相談室の設置

- ・北校舎1階に心の相談室を開設しています。基本的に週に1回（今年度は原則木曜日）、スクールカウンセラーが来校し、生徒や保護者の話を聴きます。
- ・日程については職員にお尋ねになるか、「相談室だより」をご覧ください。

10. その他

- ・年度末にいじめ問題の取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。

【参考】 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

